

神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりを推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 公共的施設

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年条例第5号）第2条第2号に規定する公共的施設（公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、地下街等、工場、公衆便所を除く）をいう。

(2) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、神奈川県内に別表第1の第2欄に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象として同表第3欄において県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請することができる者は、別表第2に掲げる者のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

3 第 1 項に規定する補助事業をリースにより実施する場合は、リース事業者（リース契約に基づき、補助対象設備のリースを行う者をいう。）とリース使用者（リース契約に基づき、補助対象設備を設置して使用する者をいう。）は共同で申請を行うこととし、リース事業者が補助金を受領する。ただし、この場合、リース事業者は、リース使用者から領収するリース料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額しなければならない。

（補助額の算出方法等）

第 4 条 補助額は、前条第 1 項の規定により算定した額に、別表第 1 の第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 3 条第 1 項の規定による神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 規則第 3 条第 2 項第 4 号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員等氏名一覧表（第 2 号様式）
- (2) 補助事業に係る見積書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 前号の見積書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類
- (4) 補助対象設備に係る仕様書
- (5) 補助対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び補助対象設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図）
- (6) 申請者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）又はこれに代わるもの、個人事業者の場合は、青色申告者であることを証明する書類の直近 1 年分の写し
- (7) 貸借対照表の直近 1 年分の写し
- (8) 補助事業をリースにより実施する場合は、リースの契約書の写し及びリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当分が減額されることを示す算定根拠明細書
- (9) 年間の想定発電量及び昼間想定電力消費量の計算書又はこれに代わるもの
- (10) その他知事が必要と認める書類

3 申請者は、第 1 項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請すること。

(利益等の排除)

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ申請者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、原則として一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金事業実施状況報告書（第4号様式）により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。ただし、同期日までに第10条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて申請者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 収支決算書又は収支を証する書類
- (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し
- (3) 補助事業に係る納品を証する書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの
- (5) 補助対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び補助対象設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図）
- (6) 補助対象設備の型式及び製造番号が明記された保証書の写し又は出荷証明書の写し等
- (7) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限等)

第 13 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
太陽光発電設	10 年

- 2 規則第 17 条の規定による知事の承認を受けて財産の処分したことによって収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、第 1 項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第 1 条第 5 号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量（平成 22 年経済産業省・環境省告示第 3 号）第 4 号に規定する J-クレジット制度をいう。）への登録又はグリーンエネルギー証書（財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターにより認証された環境価値を表示する証書をいう。）の発行を受けてはならない。

(書類の整備等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 17 年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 15 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(書類の経由)

第 16 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課を経由しなければならない。

(アンケート調査等への協力)

第 17 条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等に協力するものとする。

- 2 補助事業により取得した財産を設置した施設を管理する者は、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力するものとする。

3 知事は、補助事業の結果及び前二項の規定による協力の内容等について、神奈川県ホームページへの掲載等により公表することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

1 補助事業名	2 補助対象設備	3 補助対象経費	4 補助率
神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業	公共的施設内に設置する自家消費型太陽光発電設備（注1）のうち、次の要件を満たすもの (1) 1以上の車椅子利用者用駐車区画（注2）を範囲に含むものであること。 (2) 発電出力（注3）が10kW未満であること。	事業を行うために必要な経費のうち、設備費（補助対象設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（補助対象設備の設置に要する経費（補助対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む。））として県が認める経費	1／3

（注1）「自家消費型太陽光発電設備」とは、太陽光を利用する発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）であって、設置者（補助事業をリースにより実施する場合はリース等使用者をいう。）が、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費することを目的とするもの及びその附属設備をいう。

（注2）「車椅子利用者用駐車区画」とは、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年規則第1号）別表第2の1の表3の項に定める車椅子利用者用駐車区画の構造を満たす駐車区画をいう。

（注3）「発電出力」とは、太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てたものとする。

別表第2（第3条関係）

(1) 民間企業 (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人 (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人 (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人 (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 (7) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等 (8) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 (9) 青色申告を行っている個人事業者

(第1号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所
名称
代表者の職名・氏名

令和〇〇年度神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金交付申請書

このことについて、交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業

2 自家消費型太陽光発電設備の設置場所等

設置場所所在地	設置場所施設等名称
設置場所所有者名	発電出力 (kW) ※小数点以下切捨て
	kW
年間想定発電量	昼間年間想定電力消費量
kWh	kWh

3 交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

4 補助所要額算出表 (単位 円)

補助対象経費 A	特定財源の額 (国庫支出金等) B	差引額 C(=A-B)	補助率 D	補助所要額 (千円未満切捨) C×D
			1/3	

※ A欄の「補助対象経費」から消費税及び地方消費税相当額は除くこと。

5 補助事業の着手及び完了の予定日

工事着手～工事完了予定日	年 月 日 ~ 年 月 日
支払完了予定日	年 月 日

6 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (2) 補助事業に係る見積書の写し又はこれに代わるもの
- (3) (2)の見積書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類
- (4) 補助対象設備に係る仕様書
- (5) 補助対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び補助対象設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図）
- (6) 申請者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの、個人事業者の場合は、青色申告者であることを証明する書類の直近1年分の写し
- (7) 貸借対照表の直近1年分の写し
- (8) 補助事業をリースにより実施する場合は、リースの契約書の写し及びリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当分が減額されることを示す算定根拠明細書
- (9) 年間の想定発電量及び昼間想定電力消費量の計算書又はこれに代わるもの

7 誓約事項

次の事項について、相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

【本件責任者及び担当者】

責任者 職・氏名

電話 000-000-000

電子メール ***@***

担当者 職・氏名

電話 000-000-000

電子メール ***@***

責任者及び担当者の記載について

- ・文書の真正性を担保するため、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- ・責任者と担当者が同じ場合は、まとめて記載してください。

(第2号様式)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正E、昭和S、平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者					

記載された全ての者は、代表者または役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団 体 名

代表者氏名

- 備考1 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
- 2 補助事業者が法人の場合、代表者およびすべての役員について記載
- 3 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載
- 4 補助事業をリースにより実施する場合はリース事業者及びリース使用者の双方が提出すること。

(第3号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名称

代表者の職名・氏名

変更（中止、廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定を受けた神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり事業変更（中止、廃止）し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

【本件責任者及び担当者】

責任者 職・氏名

電話 000-000-000

電子メール ***@***

担当者 職・氏名

電話 000-000-000

電子メール ***@***

責任者及び担当者の記載について

- ・文書の真正性を担保するため、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- ・責任者と担当者が同じ場合は、まとめて記載してください。

(第4号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名称

代表者の職名・氏名

令和〇〇年度神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金事業実施状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定を受けた神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金に係る事業の〇〇年〇〇月〇〇日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業名 神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業

2 補助事業の執行状況

着手 〇〇年〇〇月〇〇日

完了 〇〇年〇〇月〇〇日

3 補助対象経費の執行状況

交付決定額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

精算見込額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

【本件責任者及び担当者】

責任者 職・氏名

電話 000-000-000

電子メール ***@***

担当者 職・氏名

電話 000-000-000

電子メール ***@***

責任者及び担当者の記載について

- ・文書の真正性を担保するため、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- ・責任者と担当者が同じ場合は、まとめて記載してください。

(第5号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名称

代表者の職名・氏名

令和〇〇年度神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定を受けた神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 神奈川県ソーラーカーポート設置促進事業
- 2 自家消費型太陽光発電設備の設置場所等

設置場所所在地	設置場所施設等名称
設置場所所有者名	発電出力 (kW) ※小数点以下切捨て
	kW

- 3 補助金精算額算出表 (単位 円)

補助対象経費 A	特定財源の額 (国庫支出金等) B	差引額 C(=A-B)	補助率 D	補助所要額 (千円未満切捨) E(=C×D)
			1 / 3	

交付決定額 F	補助基本額 G(=MIN(E, F))	受入済額 H	(差引)補助所要額 G-H

※ A欄の「補助対象経費」から消費税及び地方消費税相当額は除くこと。

4 補助事業の着手及び完了の日

工事着手～工事完了日	年 月 日 ~ 年 月 日
支払完了日	年 月 日

5 補助金振込先 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

6 添付書類

- (1) 収支決算書又は収支を証する書類
- (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し
- (3) 補助事業に係る納品を証する書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの
- (5) 補助対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び補助対象設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図）
- (6) 補助対象設備の型式及び製造番号が明記された保証書の写し又は出荷証明書の写し等

【本件責任者及び担当者】

責任者 職・氏名
 電話 000-000-000
 電子メール ***@***

担当者 職・氏名
 電話 000-000-000
 電子メール ***@***

責任者及び担当者の記載について

- ・文書の真正性を担保するため、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- ・責任者と担当者が同じ場合は、まとめて記載してください。